

議案第 15 号

橋本市温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立温水プール設置及び管理条例(平成 21 年橋本市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(使用料) 第 7 条 略 2 市外居住者(大阪府河内長野市及び奈良県五條市居住者を除く。)が利用する場合は、前項の規定により算出した使用料の額に、<u>当該額の 5 割を加算した額を納入しなければならない。</u> 3 略</p>	<p>(使用料) 第 7 条 略 2 <u>利用者が市外居住者の場合は、当該利用者は前項に規定する使用料の額に当該額の 5 割を加算した額を納入しなければならない。</u> 3 略</p>

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。